

ドイツ特許商標庁、英国知的財産庁との特許審査ハイウェイ試行を2年間延長

2013年3月26日
JETRO デュッセルドルフ事務所

ドイツ特許商標庁（DPMA）は3月20日、同庁のプレスリリースにおいて、英国知的財産庁（UKIPO）との特許審査ハイウェイ（PPH）試行プロジェクトを2年間延長することを発表した。両庁間での PPH 試行プロジェクトは2012年3月1日に1年間の予定で開始されていたが、今般、2015年3月1日までその実施が継続されることとなった。

同プレスリリースにおいて、ルドロフ＝シェファー長官は、「UKIPO との PPH 試行プロジェクトの延長を通じて、DPMA において出願人に対する早期審査の提供を継続することができる」とコメントしている。また、「ユーザーの利便性を向上させる目的で2012年11月に採択した PPH の新たなガイドラインの利益は、今般延長される UKIPO との PPH 試行プロジェクトにおいても享受可能である」とも言及している。

DPMA が採択していた上述の PPH の新たなガイドラインは、「PPH MOTTAINAI」の導入を含むものである。PPH MOTTAINAI の導入に伴い、出願人は、DPMA が PPH を実施している、日本国特許庁（JPO）及び UKIPO を含む6つの庁¹のうちの一つに出願された対応出願において当該庁の一つが特許可能であると判断した請求項に基づき、どの庁に先に特許出願をしたかにかかわらず、先に審査が行われた庁の特許可能との審査結果に基づいて DPMA に PPH 申請を行うことが可能となっている。

— DPMA の本プレスリリースは、以下参照 —

[Schneller zum Patent: Pilotprojekt "Patent Prosecution Highway" zwischen deutschem und
britischem Patentamt verlängert](#)

— DPMA の PPH MOTTAINAI 導入を含む PPH の新たなガイドライン採択に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[ドイツ特許商標庁、特許審査ハイウェイの新たなガイドラインを公表 \(2012年11月20日\)
\(PDF\)](#)

— PPH MOTTAINAI 導入を含む PPH の新たなガイドライン採択に関する DPMA のプレスリリース（ドイツ語）は、以下参照 —

[Schneller und einfacher zum Patent: Künftige Erleichterungen beim "Patent Prosecution Highway"](#)

— PPH MOTTAINAI については、以下参照 —

[PPH MOTTAINAI について](#)

（以上）

¹ JPO, 米国特許商標庁（USPTO）、韓国知的財産庁（KIPO）、カナダ知的財産庁（CIPO）、中国国家知識産権局（SIPO）及び UKIPO。